

雇用調整助成金  
震災対応版東日本大震災に伴う  
雇用調整助成金の活用Q&A

## Q1：雇用調整助成金とはどのような制度ですか？

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業等を実施し、休業手当などを労働者に支払った場合、それに相当する額の一定割合を助成する制度です。

具体的には、「最近3か月の生産量、売上高などの事業活動を示す指標の月平均値が、その直前の3か月または前年同期と比べ5%以上減少している」雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。

なお、中小企業緊急雇用安定助成金は、中小企業向けに雇用調整助成金の助成内容を拡充したもので、直近の決算等が赤字の場合、生産量などの減少が5%未満であっても対象となります。

## Q2：震災により事業所が損壊し、仕事ができなくなってしまった場合も雇用調整助成金は使えますか？

雇用調整助成金は、あくまでも経済上の理由により事業活動が縮小した場合に利用できる制度なので、震災による事業所の損壊が事業活動縮小の直接的な理由である場合は利用できません（※）。ただし、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり、事業活動が縮小した場合については利用できます。

※ 震災による事業所の損壊が原因で事業を休止する場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者に対して失業手当を支給する制度がありますので、こちらの活用をご検討ください。

## Q3：雇用調整助成金の支給額はどのくらいでしょうか？

雇用調整助成金は、事業主が休業手当などを労働者に支払った場合、それに相当する額に以下の助成率を乗じて支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、さらに高率（カッコ内）の助成となります。

- 大企業：助成率 2/3 ( 3/4 )
- 中小企業：助成率 4/5 ( 9/10 )

※ 大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,890円が上限となります。

※ 中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金といいます。



#### Q4：雇用調整助成金を受給するためには、具体的にどのような手続きが必要ですか？

雇用調整助成金を受給するためには、Q1の要件に該当する事業主であることを示す書類とともに、**休業等の計画を事前に届け出る必要があります**。詳細な要件については、お近くのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。また、書類の提出が困難な場合も、ハローワークまたは都道府県労働局にご相談ください。

#### Q5：震災を受けて雇用調整助成金を受給する場合には特例があると聞きましたが、どのようなもののでしょうか？

- ① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合
- ② ①に該当しない事業所であっても、①の事業所と一定規模以上（総事業量などに占める割合が3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の場合
- ③ ②の事業所と一定規模以上（総事業量などに占める割合が2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の場合

は、以下の特例措置が適用されます。

- (1) **最近1か月**の生産量や売上高などが、その直前の1か月または前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります（原則は3か月の平均値です）。
- (2) 特例の支給対象期間（1年間）においては、**これまでの支給日数にかかわらず、最大300日**の受給が可能となります。
- (3) 通常は助成対象とすることができない、**被保険者期間が6か月未満の労働者**についても、雇用調整助成金の対象となります。

#### ◆雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の各種申請様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

トップページ<分野別の政策>「雇用・労働」▶雇用 →「施策情報」▶助成金 →「雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ」■雇用を守るためには →申請様式ダウンロード  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a04-1.html>

※ 詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。